

熊本県正社員転換・待遇改善実現プラン(平成31年3月改定) 平成30年度進捗状況(概要)

計画期間等

■熊本労働局では、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推進するため、熊本労働局長を本部長とする「熊本労働局正社員転換・待遇改善実現本部」を設置し、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるためのプランを策定し、プランに基づいた各種取組を強力に推進する。

■計画期間 平成28年度～平成32年度の5か年とする。

■プランの着実かつ効果的な推進を図るため、プランの進捗状況を毎年度把握・公表する。

熊本県正社員転換・待遇改善実現プラン 平成30年度進捗状況(概要)

目標及び取組

(1) 正社員転換等について

① 非正規雇用労働者の正社員転換等

目標及び進捗状況

○ハローワークによる正社員就職数

【目標】70,467人(平成28-32年度)

【平成30年度実績】14,370人

○ハローワークにおける正社員求人数

【目標】35万人(平成28-32年度)

【平成30年度実績】73,660人

○キャリアアップ助成金を活用した正社員転換数

【目標】4,600人(平成28-32年度)

【平成30年度実績】1,460人

取組

○ハローワークにおける正社員就職に向けた担当者制による支援や、フリーター、女性に特に配慮したきめ細かなキャリア・コンサルティングの実施

○業界団体等が実施する会議等におけるキャリア・アップ助成金の活用促進

○キャリア・アップ助成金を活用した正社員転換等の推進

熊本県正社員転換・待遇改善実現プラン 平成30年度進捗状況(概要)

目標及び取組

(1)正社員転換等について

②対象者別の正社員転換等

ア 若者等

目標及び進捗状況

○学卒者向け公共職業訓練受講者の正社員就職率

【目標】90%

【平成30年度実績】81.5%

○ジョブ・カードを利用した有期実習型訓練受講者の正社員就職率

【目標】80%

【平成30年度実績】76.0%

○ユースエール認定企業数

【目標】14社

【平成30年度実績】7社

取組

- 若者雇用促進法の円滑な施行
- 新卒者等の新卒応援ハローワーク等における正社員就職の実現
- フリーター等の正社員転換を促進するため、新卒応援ハローワーク等による担当者制によるきめ細やかな支援
- ニート等への地域若者サポートステーションにおける地方自治体、学校と協議した支援等
- 高卒者を対象とした職業に必要な高度でかつ専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期間の訓練の実施
- ジョブ・カードを活用した雇成型訓練(雇用した従業員を対象とした企業内での実習(OJT)と教育訓練機関等での座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的訓練)の推進
- 若者の雇用間管理の状況が優良な中小企業についての厚生労働大臣の認定(ユースエール認定)制度等の着実な実施

熊本県正社員転換・待遇改善実現プラン 平成30年度進捗状況(概要)

目標及び取組

(1)正社員転換等について

②対象者別の正社員転換等

イ 派遣労働者

目標及び進捗状況

○無期雇用派遣の増加

【目標】平成29年6月1日時点の比率(27.4%)から4ポイント増

【平成29年度実績】22.6%

○紹介予定派遣の増加

【目標】全事業所数の13%

【平成29年度実績】15.3%

ウ 有期契約労働者

○キャリアアップ助成金を活用した正社員転換数(再掲)

【目標】4,600人(平成28—32年度)

【平成30年度実績】1,460人

エ 短時間労働者

○パートタイム労働法に基づく第13条(正社員転換措置)の履行確保等を目的とする事業所訪問件数

【目標】100件/年

【平成30年度実績】141件

取組

○改正労働者派遣法の円滑な施行

○経過措置により改正前の法律が適用される専門26業務で働く派遣労働者の相談対応

○「労働契約申込みみなし制度」の円滑な施行、紹介予定派遣の活用促進等、派遣期間終了後に派遣労働者を直接雇用する場合の紛争防止措置の周知啓発等

○無期労働契約への転換ルール、雇止め法理の周知等

○助成金を活用した有期契約労働者の無期転換等の促進

○パートタイム労働法に基づく正社員転換措置の好事例の収集等

熊本県正社員転換・待遇改善実現プラン 平成30年度進捗状況(概要)

目標及び取組

(2) 待遇改善について

目標及び進捗状況

○非正規雇用労働者共通の待遇改善

○ユースエール認定企業 14社

【平成30年度実績】7社(再掲)

○パートタイム労働法第8条、9条(均等・均衡待遇の確保)の履行確保を目的とする事業所訪問件数 100社/年間

【平成30年度実績】141件(再掲)

取組

○改正労働者派遣法の円滑な施行

○経過措置により改正前の法律が適用される専門26業務で働く派遣労働者の相談対応

○「労働契約申込みみなし制度」の円滑な施行、紹介予定派遣の活用促進等、派遣期間終了後に派遣労働者を直接雇用する場合の紛争防止措置の周知啓発等

○無期労働契約への転換ルール、雇止め法理の周知等

○助成金を活用した有期契約労働者の無期転換等の促進

○パートタイム労働法第8条、9条(均等・均衡待遇の確保)の履行確保